

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第11章	物流・備蓄・輸送対策の推進	559
第1節	現在の到達状況	561
第2節	課題	564
第3節	対策の方向性	565
第4節	到達目標	567
第5節	具体的な取組	568
第1	予防対策	568
1	食料及び生活必需品等の確保	568
2	飲料水及び生活用水の確保	573
3	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	578
4	輸送体制の整備	580
5	輸送車両等の確保	581
第2	応急対策	583
1	備蓄物資の供給	583
2	飲料水の供給	586
3	物資の調達要請	589
4	義援物資の取扱い	595
5	輸送車両の確保	596
第3	復旧対策	598
1	多様なニーズへの対応	598
2	炊き出し	599
3	水の安全確保	601
4	生活用水の確保	602
5	物資の輸送	603

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第1章 物流・備蓄・輸送対策の推進

本章における対策の基本的考え方

○ 物流・備蓄・輸送対策における基本的考え方

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、被災者の生命を守るため、食料（食糧を含む）・水（飲料水及び生活用水をいう）・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給する必要がある。

本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫・輸送拠点、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

○ 現在の対策の状況

【都】

都と区市町村は、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するとともに、食料、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等と協定を締結している。

また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。

備蓄倉庫は都が20か所、区市町村が2,936か所を整備しているほか、都は物資の積替・配送等を行う広域輸送基地21か所を整備している。

東京都トラック協会と車両供給に関して契約するなど輸送手段の確保に努めているほか、都備蓄倉庫での荷さばき作業の協力に関する協定を締結している。さらに、石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者と協定を締結している。

【区】

「震災対策における都・区間の役割分担」における食糧備蓄については、従前より区は、1日分としているが、道路障害物除去や流通の再開の状況によっては、輸送は3日目以降となるため、クラッカー、アルファ化米などの食糧2日分を備蓄してきた。このほか、生活必需品を備蓄するとともに、都との連携も考慮し、あらかじめ業界団体等と協定を締結している。

飲料水を確保するため、都が整備する浄水場、応急給水槽のほか、防災用深井戸を整備するとともに、都の給水拠点から遠い地域には、プールの水や井戸水等を利用できるようろ過器を整備している。

東京都トラック協会板橋支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部等と車両供給や輸送、移送に関して協定を締結するなど輸送・移送手段の確保に努めている。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

本章における対策の基本的考え方

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

【都】

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、都全体で約220万人の避難所生活者が見込まれており、避難者に供給する物資を品目、量ともに確保する必要がある。また、物資を備蓄倉庫や広域輸送基地において円滑に荷さばきできる機能を確保する必要がある。

併せて、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。

【区】

都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や域外の応援や支援は、板橋区よりも大きな被害を被る地域に向けられ、板橋区に対する応援や支援は、遅れるものと想定されることから、区は、自主的な3日目の食糧備蓄も行っていく必要がある。

併せて、物資を効果的に在庫管理し、輸送し、配給するための体制を構築していく必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

対策の方向性	到達目標
3日分の備蓄の継続とニーズに応じた物資の確保	都と区市町村合わせた3日分の備蓄の確保を継続、要配慮者等に配慮した備蓄の推進、国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築
備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	物資の荷さばき機能の強化
輸送体制の整備	物流事業者（輸送事業者等）と連携した円滑な物資輸送体制の構築

第1節 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品の確保

【都】

都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するとともに、食料や生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。

また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。

さらに、防災都市づくり施策として、都市の安全性向上に向け、市街地整備や再開発等を進め、備蓄倉庫や貯水槽などの機能を有する地域における防災上の拠点を整備してきた。

- ・ 都と区市町村を合わせて、おおむね3日分の食糧を確保（都は、4日目からは、国・都道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定）
- ・ 被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分確保
- ・ 災害時給水ステーション（給水拠点）215か所整備（25mプール約2,100杯に相当する約106万m³の水を確保）（平成31年4月1日現在）
- ・ 区市町村で、浄水装置3,378個備蓄（平成23年4月1日現在）
- ・ 白鬚東防災拠点（機能：貯水槽 約2,700 m³、都備蓄倉庫も併設）

【区】

「震災対策における都・区間の役割分担」（昭和52年合意）における食糧備蓄については、従前より区は、1日分としているが、道路障害、道路障害物除去や流通の再開の状況によっては、輸送は3日目以降となるため、クラッカー、アルファ化米などの食糧2日分を備蓄してきた。また、調整粉乳は、都・区の役割分担上、3日分を備蓄してきた。

飲料水を確保するため、都が区内に整備する浄水場・給水所3か所、応急給水槽5か所のほか、防災用深井戸12か所を整備するとともに、都の給水拠点から遠い地域には、プールの水や井戸水等を利用できるようろ過器を整備している。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【都】

都と区市町村は、避難者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備している。都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区市町村は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定している。

また、一般社団法人東京都トラック協会、日本自動車ターミナル株式会社及び一般社団法人全国物流ネットワーク協会と協定を締結し、発災時には、都倉庫からの物資の搬出作業や広域輸送基地における荷さばき作業等を、物流事業者の協力を得て行うこととなっている。

義援物資については、都と区市町村が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。

都備蓄倉庫 20 か所、区市町村備蓄倉庫 2,936 か所を整備（区市町村備蓄倉庫 平成 29 年 4 月 1 日現在）

輸送拠点として、広域輸送基地を 21 か所（陸上 6、海上 12、航空 3）、広域輸送基地を補完する水上輸送基地を 98 か所指定

【区】

区は、区施設だけではなく、民間との協定による備蓄倉庫を確保している。また、都と連携して他県からの緊急物資を受入れする等のため、都が指定した輸送拠点が次のとおりとなっている。

区分		現在の到達状況	
備蓄倉庫	区備蓄倉庫	区施設等利用による備蓄倉庫等	49 か所
		区立小・中学校等指定避難所利用による備蓄倉庫等	74 か所
(区内) 広域輸送基地	陸上輸送基地	板橋トラックターミナル	(高島平 6-1-1)
	水上輸送基地	小豆沢船着場	(小豆沢 4 丁目地先)
(区内) 地域内輸送拠点		区立小豆沢体育館 (予備；区立上板橋体育館)	(小豆沢 3-1-1) (桜川 1-3-1)

3 輸送体制の整備

【都】

一般社団法人東京都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運株式会社、一般社団法人東京バス協会、関東旅客船協会、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。

また、石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者との間で協定を締結し、毎年、訓練を実施している。

備蓄物資の放出の調整、物資の調達及び輸送調整に関するオペレーションは、都災害対策本部の下に設置する物資・輸送調整チームが行う。

【区】

東京都トラック協会板橋支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部、東京都個人タクシー協同組合板橋支部、板橋区個人タクシー協同組合等との協定により、車両供給や輸送・移送手段の確保に努めるとともに、協定の実効性の確保に努めている。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 冬18時、風速8m）】

被害項目	想定される被害	
	(都)	(区)
避難者数	3,385,489人	71,832人
避難所へ避難する人	2,200,568人	46,691人
避難所以外のところへ避難する人	1,184,921人	25,141人

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

被害の程度によっては、物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食糧が足りなくなるおそれや、区市町村が物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。

また、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【都】

都備蓄倉庫及び広域輸送基地においては、発災時に迅速・的確に物資を荷捌きすることが求められることから、効率的な運用体制を整備する必要がある。

また、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、直営倉庫及び輸送拠点の地理的配置についても検証する必要がある。

【区】

区の備蓄倉庫から避難所等へ効果的に輸送するための運営体制を検証するとともに、災害時にも倉庫内の在庫管理を行っていく必要がある。

また、輸送拠点で荷捌きされた物資を効果的に区内の避難所等に輸送する体制を検証し、都と連携・調整していく必要がある。

3 輸送体制の整備

【都】

物流事業者（輸送事業者等）と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要がある。

【区】

訓練等を通じて、現協定先事業者との協定を一層実効性のあるものにする必要がある。

さらに、上位協定となる東京都や国と関係事業者との協定により輸送車両等が先に確保されてしまう可能性も考慮し、きめ細やかな輸送手段の確保を講じていく必要がある。

第3節 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品の確保

○ 食料・生活必需品等の確保

【都】

都は、区市町村と連携し、発災後3日分の物資を継続して備蓄する。

また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保に努める。

都の備蓄物資は区市町村の要請に基づき放出することになっているが、要請を待たないと認めない場合は、都は区市町村からの要請を待たずに、必要な物資の供給（プッシュ型支援）を行う。

また、都は、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、受入体制の整備や多様なニーズに対応できるよう調達体制の強化に努める。災害時においては、物資供給を適正かつ円滑に行われるよう区市町村、国・他道府県及び物販事業者（小売事業者等）との連絡調整を行う。

【区】

区の物資の配布のほかに、区の要請を待たずに都によるプッシュ型支援がある場合、物資の調整を急ぎ行う必要も生じるため、備蓄物資等の在庫管理を強化していく必要がある。

一方で、道路障害物除去の遅れや物流の再開が遅れる場合に、都の応援・支援が遅れることも考慮した備蓄の確保、発災後の調達に努める必要がある。

○ 水の確保

【都】

区市町や防災市民組織等が水道局職員の参集を待たずに、円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等については、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等及び避難所応急給水栓などの施設を活用するなど多面的な飲料水の確保に向けて、必要な取組を行う。

なお、飲料水確保策については、都水道局及び区市町の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

【区】

区では、「震災対策における都・区の役割分担（平成8年合意）」に基づき、人員の配置、応急給水を行う。

施設整備後の浄水場、給水所では、区や住民防災組織等が応急給水活動を開始する。施設整備前の浄水場、給水所では、都水道局職員による応急給水に必要な資器材の設営を受け、応急給水を行う。また、区内にある応急給水槽では、区職員が応急給水に必要な資器材の設営を行い、応急給水を行う。

区では、都水道局が進める多面的な飲料水確保策を踏まえ、区民の自助・共助による応急給水について、可能な範囲で支援方法を検討していく。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【都】

物流事業者と連携した備蓄倉庫からの搬出体制の強化及び広域輸送基地における効率的な運営体制を構築する。また、倉庫事業者と連携し、広域輸送拠点に集積した支援物資を保管する場所を確保する。

更に、都備蓄倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

【区】

備蓄物資の最適化の方針を踏まえ、区の備蓄、備蓄倉庫の最適化を図っていく。

また、都による備蓄の再整備・輸送拠点の整備に合わせて、効果的な備蓄の確保について検討していく。

3 輸送体制の整備

【都】

発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、都災害対策本部に物流事業者（輸送事業者等）等も含めたチームを編成する等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

【区】

都及び都が編成するチームと連携・調整し、円滑な輸送体制を図れるよう努めていく。

また、発災時における船舶輸送を視野に入れ、小豆沢船着場の位置付けについて検討していく。

第4節 到達目標

1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

【都】

発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保する。

また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄を推進する。

【区】

道路障害物除去の遅れや物流の再開の遅れを考慮すると、都区の役割分担上2日目から輸送されてくる都の備蓄の輸送が遅れることが想定されるため、区の備蓄を被災者に配分する。都の備蓄が届く場合は、都の備蓄物資による。

区及び都の備蓄物資、調達物資の配給が途切れることなく円滑に行われるようにする。

2 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築

【都】

国・他道府県等からの支援物資の受入体制の整備を行うとともに、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者(小売事業者等)との連携の強化により、強固な調達体制を構築する。

【区】

備蓄物資の最適化を踏まえ、また、円滑に物資等を調達するため、協定の実効性を一層確保する。

3 支援物資の荷さばき機能の強化

【都】

備蓄物資を迅速、効率的に搬出するため、備蓄倉庫における保管方法等について改善・推進する。

広域輸送拠点での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、物流事業者(輸送事業者等)等の施設・ノウハウを活用して、円滑に進める体制を構築する。

【区】

都による荷さばき後、都と調整し、避難所等で物資が枯渇しないよう効果的に物資を輸送する。また、備蓄物資の最適化の方針を踏まえ、効果的に在庫を管理する体制を構築する。

4 物流事業者(輸送事業者等)等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

【都】

東京都災害対策本部内に物流事業者(輸送事業者等)等も含めたチームを編成し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

【区】

協定等に基づく事業者及び都と連携・調整し、避難所等に物資が枯渇しないよう効果的な輸送を行う。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第5節 具体的な取組

第1 予防対策

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 食料及び生活必需品等の確保 | 4 輸送体制の整備 |
| 2 飲料水及び生活用水の確保 | 5 輸送車両等の確保 |
| 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | |

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄 ○ 区の災害応急対策活動に必要な区職員用の食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 対策方針

災害時における各種物資器材等の確保は、被災者の救助・救護を図る上から極めて重要なことであるが、災害時には、その購入調達が著しく困難になることが予想されるため、区は、地震被害の想定に基づき、災害応急対策活動に必要な物資、資器材等を確保することとする。

イ 備蓄目標

(ア) 備蓄数量

- 区は都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。
 - ・ 区は、都からの事前寄託分を含めて、3日分を備蓄する。

＜備蓄数量の考え方＞

- 「震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）」における食料備蓄については、区は1日分としている。2日目以降は、都からの支援物資（都の備蓄物資、都の調達物資）を被災者に供給することとしている。
- しかし、都からの物資輸送は、道路障害物除去等作業が本格化すると想定される3日目以降から実施可能と考えられる。
- そこで、区は、自主的な目標として、さらに2日分を備蓄し、輸送態勢が整うまでは区の備蓄物資を被災者に配分する。
- 原則、都区の役割分担を前提に3日目以降は、都からの支援物資（都の備蓄物資、都の調達物資）を被災者に供給する。

- ・ 原則、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、2日目以降は、都からの支援物資（事前の備蓄分、発災後の調達分）を被災者に供給する。
- ・ ただし、都からの輸送体制が整うまでの間は、区の備蓄物資を被災者に供給する。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大被災者数等を基準とする。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.11.1 震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

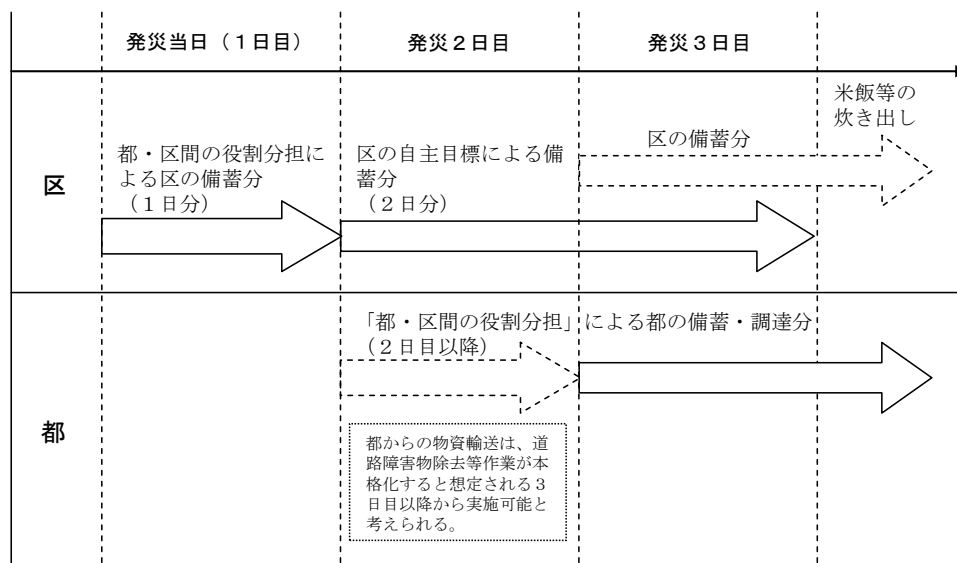
第3部

第4部

【備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方】

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯等による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

供給源		発災当日	発災2日目	発災3日目	発災4日目以降
区	区の備蓄物資 (都の事前寄託分を含む。)	○	○	○	—
区	区の調達物資	—	△	△	○
都	都の備蓄物資	—	△	△	○
都	都の調達物資	—	△	△	○
	炊き出し	—	—	—	○
備考	区の備蓄	責務	自主目標	—	
	区の調達	—	○ 都からの輸送体制の状況に応じて対応する。 ○ 都からの輸送体制が整うまでの間は、区の備蓄物資を供給する。	道路障害物除去作業が本格化し、都からの輸送が可能になると考えられる。	
	都の備蓄				
	都の調達				
	炊き出し				



(イ) 調製粉乳の備蓄

被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。

- 区は、災害発生後の最初の3日分を備蓄する。
- 都は、広域的見地から区市町村を補完するため、以後の4日分を備蓄する。

(ウ) 職員用の備蓄

職員の執務環境確保の観点から、職員向けに3日間の執務（災害対策業務）が行えるよう、食料については3日分を配布しており、引き続き、自らの嗜好や業務等にあわせて自助による食料、水、生活用品等の備蓄に努める。

【参考】

- 都は、事業所の災害備蓄用に少なくとも3日分の備蓄を指導している。
- 区は、区民に対して3日分程度の食糧、水等の備蓄を呼びかけている。

(エ) 被災者のニーズへの対応

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者のニーズを把握するに際しては、都の被害想定によるライフライン停止（発災1週間の電力停止、その間の通信途絶）を想定し、早期に避難所や地域センター等主要な施設との連絡手段等（交換便を含む。）について代替手段を講じていく。

(オ) 備蓄物資の供給体制の整備

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第1部

ウ 備蓄体制

(ア) 備蓄物資の拡充

区は、災害時に物資の流通機構が混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用物資の備蓄の充実に努めている。備蓄物資の最適化の方針に沿って、品目、数量とも充実に努める。

第2部
第1章

第2部
第2章

(イ) 備蓄方法

備蓄に不適な物資等については、ランニングストック方式とし、区内業者と連携を強めていく。

第2部
第3章

第2部
第4章

(ウ) 協定等

区は、災害時における食料品・生活必需品等の確保のため、自治体及び民間団体等と供給協定を締結している。

第2部
第5章

第2部
第6章

(エ) 事業者への協力依頼

区は、災害時における帰宅困難者への対応として、企業等に対し、食料・生活必需品等の備蓄の協力依頼を行う。

第2部
第7章

エ 各種物資・機材の備蓄状況

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.2 各種物資・器材の備蓄状況

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

2 飲料水及び生活水の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水槽においては、応急給水に必要な資器材等の設置を行う。 ○ 応急給水槽及び災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、給水要員を派遣する。 ○ 雨水貯留槽、災害用井戸等の整備により、水の確保に努める。
事業者 区民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水の汲み置き等により生活水の確保に努める。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を行う。 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所等において、応急給水に必要な施設や資器材等の整備を行う。
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉えて防災備蓄倉庫の整備を促進 ○ 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽・浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等の設置を行う。 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集のうえ活動する要員を指定する。 ○ 区市町や住民防災組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設の整備を行う。 ○ 区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与 ○ 区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

(2) 詳細な取組内容

ア 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

■ 都

- 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2 km の距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備状況は、次のとおりである。
 - ・ 都全域で災害時給水ステーション（給水拠点）を215か所整備している。区内では以下のとおりである。
 - ・ 居住場所からおおむね半径2 km 距離内に災害時給水ステーション（給水拠点）を確保している。

(ア) 災害時給水ステーション（給水拠点）（応急給水槽）と対応避難場所

（平成27年4月1日現在）

応急給水槽 設置場所	所在地	対応避難場所※	容量
都立城北中央公園 こども広場	板橋区桜川1-1	公社向原住宅一帯 城北中央公園一帯	1,500m ³
板橋区立城北公園 野球場	板橋区坂下2-19	浮間公園・荒川河川敷緑地 一帯 中台三丁目地区	1,500m ³
北区立桐ヶ丘中央 公園	北区桐ヶ丘1-8	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地 区	1,500m ³
都立板橋高等学校	板橋区大谷口1-54	公社向原住宅一帯	100m ³
板橋区立西徳第二 公園	板橋区西台3-42-1	中台三丁目地区 高島平二・三丁目地区	100m ³
都立赤塚公園	板橋区高島平3-1	高島平二・三丁目地区	100m ³

※ 災害時給水ステーション（給水拠点）の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

(イ) 災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場・給水所）と対応避難場所

(平成27年4月1日現在)

浄水場・給水所名	所在地	対応避難場所※	確保水量
板橋給水所	板橋区加賀 1-17	東京家政大学・加賀中学校一帯	26,600 m ³
三園浄水場	板橋区三園 2-10	高島平二・三丁目地区	15,600 m ³
練馬給水所	練馬区光が丘 2-4	光が丘団地・光が丘公園一帯	45,000 m ³
大谷口給水所	板橋区大谷口 1-4	都営幸町アパート一帯 公社向原住宅一帯	11,600 m ³

※ 災害時給水ステーション（給水拠点）の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

- 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応を図るため、現行の応急給水拠点の配置状況の再検討を行い、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、必要な取組を行う。
- なお残る空白地域については、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区市町村と連携して応急給水に万全を期する。
- 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- 浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。
- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- 浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、区や住民防災組織等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

第1部

■ 区

○ 区は、拠点避難所や区有地内に、防災用深井戸の整備を進めている。

【防災用深井戸】

名称	所在地	給水能力 (L/h)	設置年度
舟渡斎場内	舟渡 4-14	21,000	昭和 52 年度
平和公園内	常盤台 4-3	21,000	昭和 61 年度
板橋区役所内	板橋 2-66	13,000	昭和 61 年度
緑小学校内	中台 3-27	21,000	平成元年度
加賀中学校内	加賀 2-19	21,000	平成 2 年度
志村第二中学校内	小豆沢 1-21	21,000	平成 3 年度
上板橋第二中学校内	小茂根 1-2	21,000	平成 4 年度
高島第三中学校内	高島平 4-22	21,000	平成 5 年度
赤塚第一中学校内	徳丸 4-13	15,000	平成 7 年度
小豆沢公園内	小豆沢 3-8	22,800	平成 7 年度
新河岸小学校内	新河岸 1-3	15,000	平成 8 年度
赤塚新町小学校内	赤塚新町 3-31	15,000	平成 9 年度
板橋第二中学校内	幸町 26-1	16,500	平成 24 年度

○ 上表のほかに、民間との協定により、1か所の防災用深井戸の使用が可能である。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.6.46 深井戸の維持管理及び運用に関する協定書（個人・円福寺）

資料震 2.6.47 深井戸の維持管理及び運用に関する協定書（町会・商店街振興組合）

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

イ 多様な応急給水への取り組み

■ 都

都は、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、区市町と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。

また、避難所応急給水栓からの応急給水について、区市町と覚書を締結の上、応急給水用資器材の譲渡を実施する。

■ 区

区は、給水拠点から遠方にある地域の避難所に、ろ過器を設置し、プールの水や井戸水等から飲料水が確保できるようにしている。

また、都水道局から仮設給水器材の貸与を受け、避難所等に整備、訓練等を実施するとともに、使用方法等について定める。

ウ 生活水の確保

(ア) 防災協力井戸の整備

■ 区

現在、区内の水道管の耐震化が進むなど、一定量の水の確保はできている。これまで整備してきた防災協力井戸については、災害時の水確保の予備的措置として維持していく。

(イ) 水の汲み置き等

■ 区民、事業者

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努める。

(ウ) 飲料水の確保

■ 都

都は、都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉えて、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を促進する。

■ 区

区では、一定規模以上の建築物を建築する事業者に対して、板橋区大規模建築物等指導要綱（平成11年3月26日区長決定）に基づく指導を行い、防災備蓄倉庫の整備を促進する。

■ 参照（別冊「資料編」）

資料震 2.11.3 東京都板橋区大規模建築物等指導要綱

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理 ○ 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や他道府県等他の者からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、直営倉庫を配置 ○ 都の備蓄物資を管理 ○ 直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築

(2) 詳細な取組内容

ア 備蓄倉庫等の整備

■ 区

- 発災当初の救助・救出や道路障害物除去等作業の状況によっては、都からの支援物資の搬送が遅れることや区においても搬送が難しいことが予想される。
- 区は、指定避難所（区立小・中学校等）、都が指定している避難場所の区域内や周辺を重点に、備蓄倉庫を整備する。
- 区は、災害時に即応できるよう区立小・中学校及び区施設等に、備蓄倉庫を整備する。

(ア) 区施設等利用による備蓄倉庫等

(令和2年4月1日現在)

種別	か所数	面積 (m ²)
防災備蓄倉庫	40	3,327.0
防災資器材庫	9	225.0

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.11.4 防災備蓄倉庫・防災資器材庫等一覧

(イ) 区立小・中学校等指定避難所利用による備蓄倉庫等

(令和2年4月1日現在)

施設	備蓄倉庫	
	整備計画数	整備済数
小学校	50	50
中学校	22	22

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.3 避難所備蓄倉庫状況一覧

イ 備蓄倉庫の管理運営等

■ 区

- 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 区が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場の整備を進めるよう努める。

ウ 輸送拠点の整備

■ 区

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を指定し、都福祉保健局に報告しておく。

<輸送拠点の機能と整備・運営主体>

区分	機能	整備・運営主体	施設名称・所在地
広域輸送基地	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、卸売市場、ふ頭、空港など。	都福祉保健局	陸上輸送基地 ・ 板橋トラックターミナル（高島平6-1-1）
			水上輸送基地 ・ 小豆沢船着場（小豆沢4丁目地先）
地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等への拠点	区	・ 区立小豆沢体育館（小豆沢3-1-1） （予備；区立上板橋体育館（桜川1-3-1）※城北中央公園活用で調整）

4 輸送体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	○ 物流事業者（輸送事業者等）等との災害時における輸送業務に関する協定締結を推進する。
都関係局	○ 都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施

(2) 詳細な取組内容

ア 陸上輸送体制の整備

■ 区

- 協定の締結
 - ・ 災害時には、備蓄物資、救助物資等の迅速な輸送手段を確保するため、指定公共機関等の協力も得る必要がある。
 - ・ 区は、輸送事業者等と、災害時における輸送業務に関する協定を締結している。

協定の締結先

- (ア) 東京都トラック協会板橋支部
- (イ) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部

イ 空路輸送体制の整備

■ 区

- ヘリサインの整備
 - ・ 区は、ヘリコプターによる空路輸送等に活用できるように、指定避難所（区立小・中学校）の屋上にヘリサインを整備している。
 - ・ 整備状況 区立小学校 41 か所、区立中学校 20 か所（平成 26 年度末現在。隣接する小中学校では除外校あり。）

ウ 水上輸送体制の整備

○ 防災船着場の整備

■ 都

都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、新河岸川右岸小豆沢四丁目地先に防災船着場を整備している。

■ 区

原則、陸上輸送による対応を行う。水上輸送については、国土交通省荒川下流河川事務所と周辺自治体による「荒川下流防災施設運用協議会」における荒川河川敷の活用を検討していく必要があることから、同協議会及び都と調整に努めていく。

5 輸送車両等の確保

(1) 対策内容と役割分担

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整える。 ○ 災害応急対策等に使用する車両について、車両の事前届出を行う。
警視庁 第十方面本部 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両等の確認
都交通局 都水道局 北部支所 都下水道局 西部第二下水道事務 所 東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各機関が所有する緊急通行車両等の確認
都財務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両（上記4機関を除く都関係車両）等の確認
都総務局 都生活文化局 都福祉保健局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

(2) 詳細な取組内容

ア 緊急通行車両等の事前届出

■ 区、警視庁（第十方面本部、各警察署）、関係機関

- 発災時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。
- 区は、次の車両について、震災時の交通規制時における通行を確保するため、警視庁各警察署を經由して東京都公安委員会に事前届出を行っている。
 - (ア) 区所有車両及び契約により常時使用している雇上げ車両
 - (イ) 発災時等に関係機関・団体から調達する車両
- 都は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。
(緊急通行車両等の種類については、第2部第4章第5節第2の1(3)ア(イ)の「a (a) 対象車両」、確認手続等については、同「b 緊急通行車両等の確認」を参照)

イ 車両調達体制の整備

■ 区

- 人員輸送車の調達に関して、区内路線バス会社及び区内観光バス会社と、供給契約を締結しておく。板橋区と板橋個人タクシー協同組合及び東京都個人タクシー協同組合板橋第一支部は災害時における輸送業務に関する協定書を交わしている。今後もさらなる輸送力の強化のため、さらなる事業者との協定締結を検討する。
- リース契約車両の活用に関して、土木部、都市整備部等の各部は、常時使用しているリース契約車両を、災害時に災害対策用車両として使用できるよう、あらかじめ必要な措置を講じておく。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.6.100 災害時における輸送業務に関する協定書（個人タクシー）

第2 応急対策

1 備蓄物資の供給	4 義援物資の取扱い
2 飲料水の供給	5 輸送車両の確保
3 物資の調達要請	

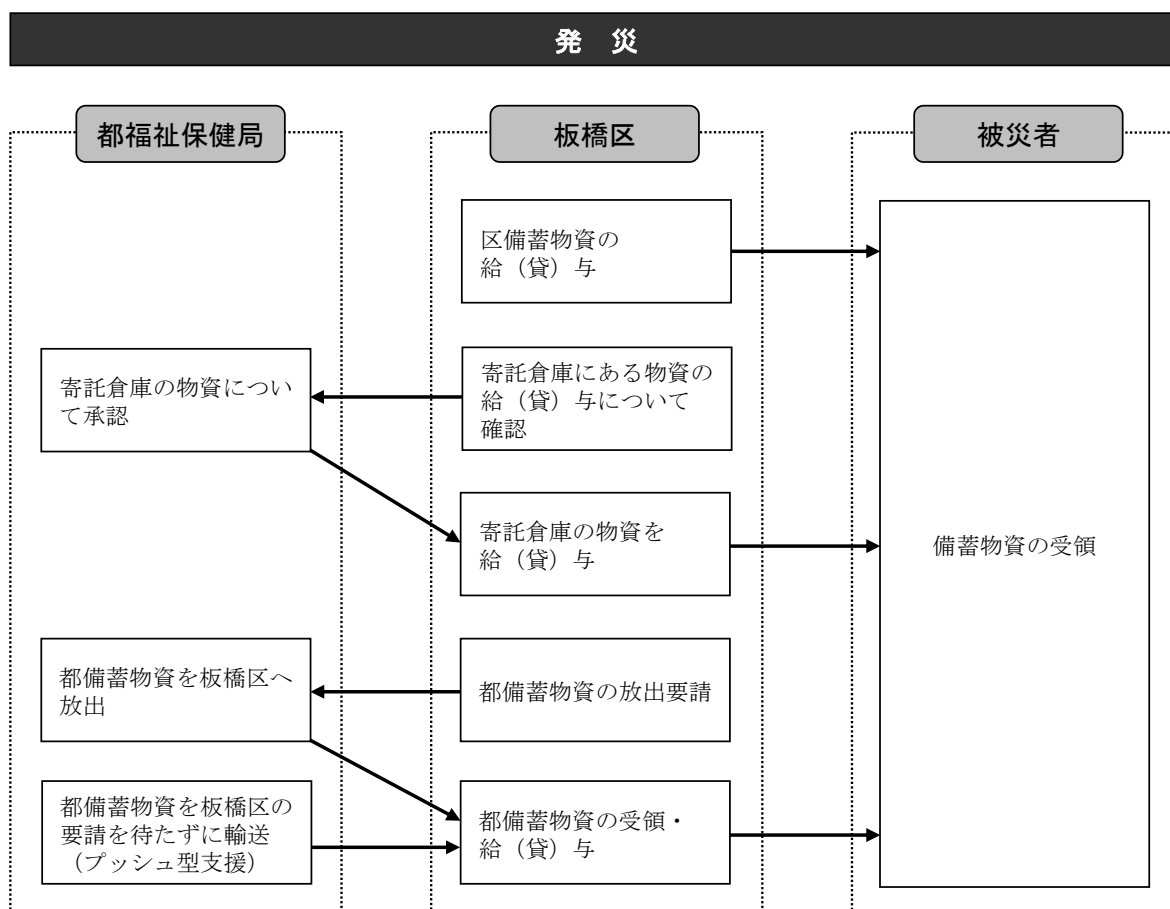
1 備蓄物資の供給

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 備蓄物資を被災者へ給（貸）与
都福祉保健局	○ 都備蓄物資を区市町村へ放出

(2) 業務手順

ア 対応フロー



(3) 詳細な取組内容

■ 区

事項	内容
食料	<p>ア 実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時における被災者への食料の給与を実施する。 ○ 被災者に対する食料の給与は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。 ○ 被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。 ○ 献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 <p>イ 実施方法</p> <p>(ア) 給食の順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ①クラッカー ②アルファ化米 ③炊き出しによる米飯 <p>(イ) 給食の範囲</p> <p>主として避難所収容者を対象に実施するが、自宅残留被災者（在宅避難者）についても給食の対象とする。</p> <p>(ウ) 実施場所及び実施時刻</p> <p>実施場所：主として避難所 実施時刻：8時、12時、18時</p> <p>(エ) 配分の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難所担当職員等は、混乱がおきないよう公正な配分方針を定め、被災者の協力を得て、配分する。 b 一時に多数の被災者に実施するのが困難な場合は、要配慮者から優先して実施するような配慮をする。
	<p>ウ 都の備蓄物資（食料）の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄物資として都福祉保健局が区に事前に配置してある食料は、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。 ○ 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 <p>※道路障害物除去が本格化し、都からの輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。</p>

事項	内容
生活必需品	<p>ア 実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。 ○ 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。 ○ 生活必需品の供給は、すべて世帯単位で行う。
	<p>イ 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区が被災し、区において給（貸）与の実施が困難な場合、都知事に応援を要請する。 ○ 原則として、住家の全壊・半壊等により、日常生活を営むことが困難な避難所生活者を主とし、公正な配分計画を定め、避難所において配分する。
	<p>ウ 都の備蓄物資（生活必需品）の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄物資として、都福祉保健局が区に事前に配置してある生活必需品は、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 ○ 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

第1部
第2部
第1章
第2部
第2章
第2部
第3章
第2部
第4章
第2部
第5章
第2部
第6章
第2部
第7章
第2部
第8章
第2部
第9章
第2部
第10章
第2部
第11章
第2部
第12章
第2部
第13章
第3部
第4部

2 飲料水の供給

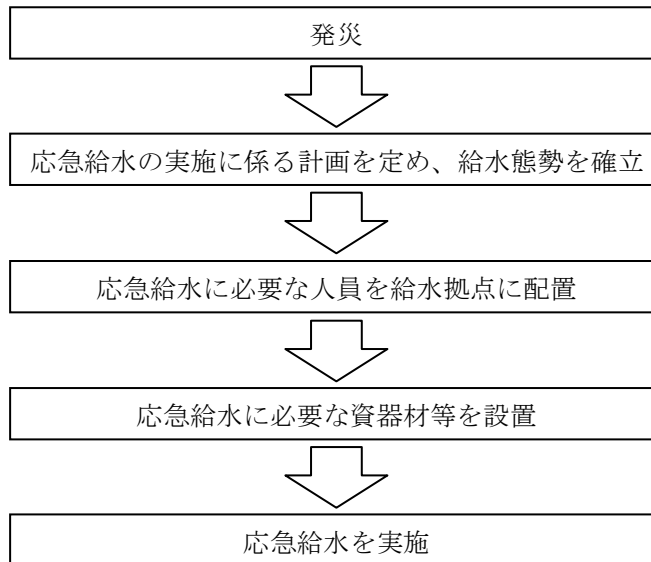
震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、都・区間において協力して、給水拠点施設及び迅速な応急給水活動ができる態勢を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
水道局	○ 災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場・給水所）での応急給水
北部支所 板橋営業所	○ 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所について、車両輸送による応急給水 ○ 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 ○ 避難所応急給水栓による応急給水
区	○ 災害時給水ステーション（給水拠点）（応急給水槽及び浄水場・給水所）での応急給水

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

■ 区、都

ア 震災時の応急給水の方法

応急給水の方法	内容
災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水	応急給水槽及び浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。
車両輸送による応急給水	災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。 給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。
仮設給水栓による応急給水	断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
避難所応急給水栓による応急給水	避難所応急給水栓が設置されている場合は、区市町が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

イ 災害時給水ステーション（給水拠点）での都及び区の役割分担

給水拠点等	実施主体	役割分担
応急給水槽	区	○ 応急給水に必要な資器材等の設置 ○ 区民等への応急給水
浄水場（所）・給水所等	都	○ 応急給水に必要な資器材等の設置（施設）
	区	○ 施設整備後の浄水場（所）・給水所では、区や住民防災組織等が応急給水活動を開始
飲料水を車両輸送する必要がある避難場所	都	○ 区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給
	区	○ 都と調整し、必要により区民等への応急給水
避難所	区	○ 車両輸送、関係機関との連携 ○ 応急給水に必要な資器材等の設置 ○ 避難所応急給水栓を活用した応急給水

第1部

医療施設等	都	○ 都の車両輸送による応急給水
防災用深井戸	—	—
民間との協定により使用可能な井戸	—	—
防災協力井戸	—	—

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

ウ 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3Lとする。

第2部
第5章

エ 給水体制

(ア) 情報収集

震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。

第2部
第6章

第2部
第7章

(イ) 給水体制の確立

- 都水道局は、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立する。
- 都水道局は、浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）において、拠点ごとにあらかじめ職員を要員として指定している。震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 区は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
 - ・ 受水槽の水の利用
 - ・ 備蓄飲料水（ペットボトル）の活用
 - ・ ろ過器により雨水貯留槽、プールの水、井戸水等の利用 など

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

■参照（別冊「資料編」）
 資料震 2.6.44 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書
 資料震 2.6.45 都立学校内の給水施設の維持管理及び運用に関する協定（都知事・都教育長）
 資料震 2.11.1 震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

3 物資の調達要請

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 現地調達が適当な場合は、現地調達する。 ○ 区社会福祉協議会及び区ボランティアセンターと連携した物資の調達
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・他道府県等との連絡調整 ○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県へ応援を要請
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米穀、副食品及び調味料を調達
都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生鮮食料品を調達
農林水産省 政策統括官付貿易業務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都からの米穀の放出要請に対応する。
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保を行う。

※輸送車両の確保、物資の輸送については、「応急対策 第5 輸送車両の確保」及び「復旧対策 第5 物資の輸送」を参照

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

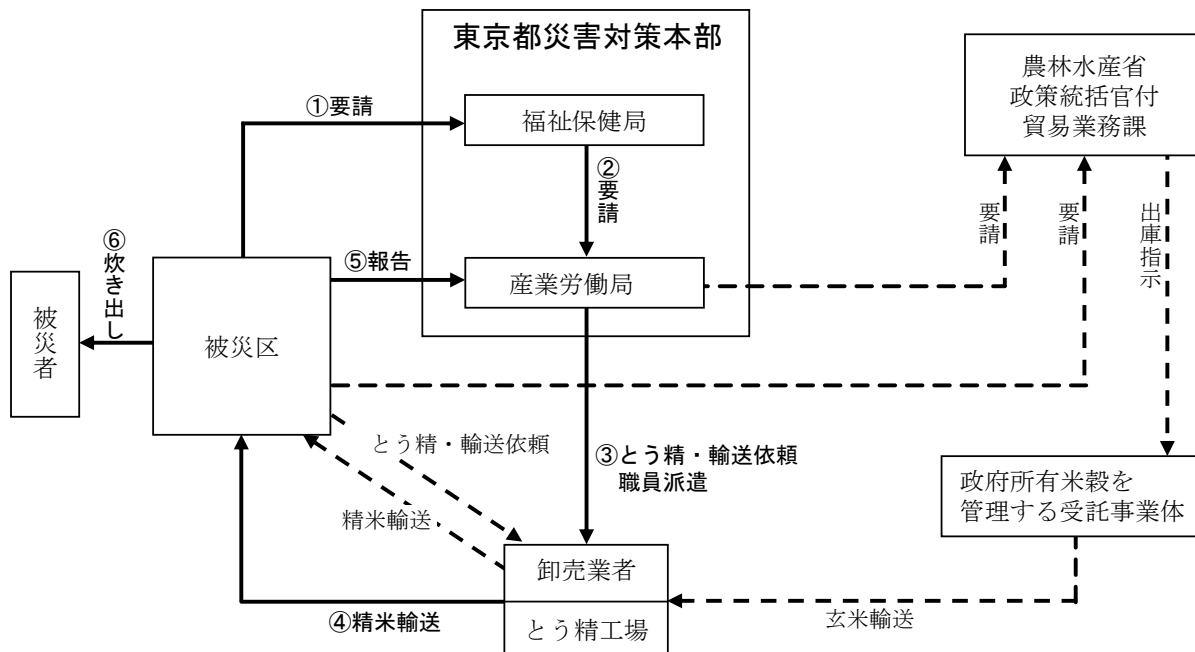
第2部
第13章

第3部

第4部

(2) 業務手順

ア 米穀の調達フロー図



※産業労働局と卸売業者で協定締結

イ 考え方【再掲】

((表)「備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方」は省略。570 頁参照)

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 食料の調達

災害の発生によって、食料の流通機構は、一時的に混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に万全を期するよう計画するものとする。

(ア) 調達方針

a 調達計画の策定

- 区は、災害時において被災者に対する炊き出しその他による、食料の供給のための調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておくものとする。
- 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について、定めておくものとする。

b 調達方法

- 区は、災害救助法適用後において、炊き出し等食料の供給を実施しようとするときは、状況によりその調達を都福祉保健局に要請する。
- ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が調達する。調達は支援物資のほか、協定団体等からの調達その他の方法により災対本部・物資調達各班で行う。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第1部

(イ) 調達内容等

区分	内容
(1) 第1次調達分	<p>都区役割分担に基づく区の備蓄(1日分)に、区の自主備蓄(2日分)を追加(計3日分)</p> <p> ■備蓄目標 給食需要量=避難生活者×1.2×3食×3日 (都区役割分担による) ↓ 「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月東京都)より 避難者数(1日後)=71,832人 ↓ 給食需要量=517,190食(2日分) </p> <p> ■備蓄量(令和2年4月現在) アルファ化米 268,600食 クラッカー292,040食 →合計 560,640食 </p>
(2) 第2次調達分	<p>第1次調達分において不足が生じた場合、区は、援助協定締結自治体及び協定締結団体等に対して、調達の要請を行う。</p>
(3) 第3次調達分	<p>上記(1)、(2)において、調達不可能等の状況が生じた場合、区長(本部長)は都又は区の登録小売販売業者のうち、事業継続及び調達可能な者より直接購入する。</p>
(4) 粉乳の備蓄	<p>○ 都区役割分担により、3日分を備蓄する。 ○ 乳幼児用調製粉乳を935人の3日分、420,750g(約467缶)を調達する。 (注: 0歳児 3,992人×0.23×3・1日1人当たりの必要量 150g・1缶当たり内容量 900g)</p>
(5) 生鮮食料品の調達	<p>区は、援助協定締結自治体及び協定締結団体等に対して、生鮮食料品の調達を要請する。</p>

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

(ウ) 調達方法

事項	内容
米穀の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の要請に基づき、おおよそ発災の3日目以降、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、区があらかじめ協定を締結している団体等より調達する。 ○ なお、上記による米穀の調達に不足のある場合は、区は都福祉保健局に要請し、都福祉保健局から要請を受けた都産業労働局が農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議の上で、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達する。
副食品等	都福祉保健局へ手配方を要請し、都産業労働局が調達する副食品の提供を受けるほか、区があらかじめ協定を締結している団体等より調達する。
調製粉乳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 板橋薬業協同組合のランニングストック分から調達する。 ○ なお、不足が生じた場合の粉乳及び哺乳ビンについては、都福祉保健局へ要請して放出を受ける。
米飯給食等に必要な生鮮食料品	相互援助協定締結自治体等に対し、要請し調達するものとする。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.5 都区間食糧調達経路

(エ) 調達手続

「第2部第6章第5節第2 応急対策 ク 本部の財務」(323頁)による。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第1部

イ 生活必需品の調達

- 災害時における被災者の生活維持のために、食料等と同様、生活必需品についても供給できるよう、平時から備蓄に努めるほか、緊急に調達できる措置を講じておくものとする。
- なお、都区役割分担により、生活必需品については、主として都が対応することとなっているが、都からの調達までの期間及び物資の不足等を考慮するという観点からも、区としての計画を立てるものとする。

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

(ア) 調達方針

a 調達計画の策定

- 区は、震災時において、実施する被災者に対する生活必需品等の給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておくものとする。
- 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

b 調達方法

- 区は、災害救助法適用後、生活必需品等の供給の必要が生じたとき、状況により物資の調達を都福祉保健局に要請する。
- ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が調達する。調達は支援物資のほか、協定団体等からの調達その他の方法により災対本部・物資調達各班で行う。

第2部
第9章

(イ) 調達内容等

a 備蓄

区は、毛布、敷物（防水シート）、タオル等を備蓄する。

第2部
第10章

b 調達

被災者の生活確保ため、次の品目の範囲内において現物をもって、供給に努める。

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

- (a) 寝具
- (b) 外衣
- (c) 肌着
- (d) 身廻品
- (e) 炊事用具
- (f) 食器
- (g) 日用品
- (h) 光熱材料

第3部

(ウ) 調達方法

区は、備蓄品により対応するほか、日用品等の供給に関する覚書を締結している業者に対し、供給要請して調達するものとする。

第4部

(エ) 調達手続 (ア食料の調達の(エ)調達手続きを参照)

4 義援物資の取扱い

平成24年に発表された中央防災会議の報告書では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである」とされている。

都福祉保健局、区は、生活必需品等の需給状況等を把握の上、適宜支援物資の要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していく。

■ 区

(1) 義援物資の受付・募集

被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資を広報して募集し、都及び区市町村で受け付ける。

ア 受付

- 区は、義援物資の受付窓口を開設し、直接、支援物資を受け付ける。
- 避難所で受け付けた物資は、避難所の備蓄として保管し活用する。

イ 受領書の発行

- 受領した義援物資については、寄託者に受領書を発行する。
- 支援物資受領書（義援金品受領書）については、区災害対策本部及び避難所の備蓄倉庫に配備しておく。
- 避難所で義援品を受け付けた情報は、災対本部で集約する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.6 義援金品受領書

ウ 都福祉保健局との連携

区は、物資の調達状況、区での義援物資の受付状況、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、必要に応じて都福祉保健局に支援物資の供給を要請する。

(2) 義援物資の保管及び配分

- 区は、地域内輸送拠点等で、受け付けた義援物資を保管する。
- 区は、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、義援物資の配分計画を策定する。
- 直接受領した義援物資及び都福祉保健局等から送付された義援物資については、配分計画に基づき被災者へ配分する。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

5 輸送車両の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 独自に調達計画を立てる。所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請
都交通局 都水道局 北部支所 都下水道局 西部第二下水道事務所 警視庁 第十方面本部 各警察署 東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	○ 独自に調達計画を立てる。 ○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認（再掲：第2部第4章）
都財務局	○ 物資等の輸送に必要な車両を調達
関東運輸局	○ 都財務局の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 調達計画

(ア) 区による調達

- 区において必要とする車両等は、災対庁舎管理・車両班が調達する。調達にあたっては原則として運転手を含め運行できる体制とする。
- 庁舎管理・車両班は、同時に各関係機関に対する協力要請の窓口とする。
- 区による車両の調達内容は、次のとおりとする。

区分	内容
区所有の車両の活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区所有の車両については、庁舎管理・車両班において統括され、活用を図る。 ○ 不足を生じた場合には、東京都トラック協会板橋支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に対し、「災害時における輸送業務に関する協定」に基づいて、協力を要請する。
人員輸送車の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内路線バス会社及び区内観光バス会社より雇い上げる。
リース契約車両の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土木部、都市整備部等の各部において、常時使用しているリース契約車両を、災害時に災害対策用車両として使用する。

(イ) 都への調達あっ旋の要請

震災時において、区の所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

イ 配車計画

(ア) 配車手続方法

- a 災対各部において、車両を必要とするときは、車種、トン(t)数、台数、引渡し場所、日時を明示の上、災対庁舎管理・車両班に要求する。
- b 庁舎管理・車両班は契約会社から調達し、請求のあった部へ引き渡す。

(イ) 車両の待機

- a 災害発生のおそれのあるときは、庁舎管理・車両班は状況に応じ、必要に応じて直ちに補充しておく。
区災対各部から請求があった場合、上記の中から区災対各部へ引き渡し、必要に応じて直ちに補充しておく。
- b 区災対各部において待機車両を必要とするときは、災対庁舎管理・車両班に請求し当該部用として待機させることができる。

第3 復旧対策

- | | |
|--------------|----------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 4 生活水の確保 |
| 2 炊き出し | 5 物資の輸送 |
| 3 水の安全確保 | |

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。
 また、要配慮者、女性、子どもなど被災者の特性によって必要となる物資は異なる。

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変化していく被災者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努める。 ○ 生理用品、女性用下着等の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。 ○ 企業、団体からの大口の支援物資について、前記（第2の3（3）ア（ウ）、イ（ウ）及び4）の体制の中で受入れを検討する
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、広域的見地から区市町村を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

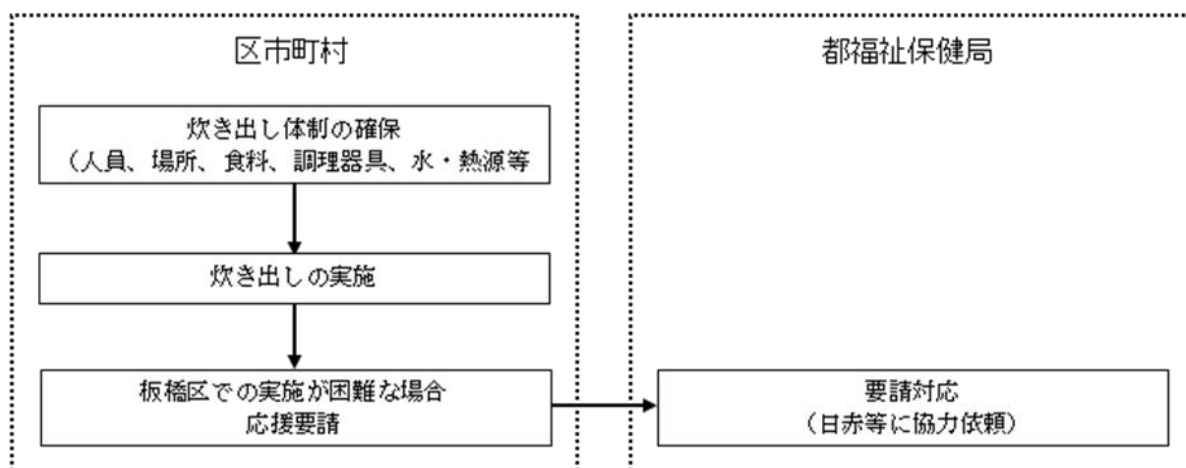
2 炊き出し

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
都福祉保健局	○ 区から炊き出しの要請に対応する。

(2) 業務手順

ア 対応フロー



イ 考え方【再掲】

((表)「備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方」は省略。570頁参照)

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、都からの輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 炊き出しの実施

- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 避難所における炊き出しは、各避難所に順次備蓄を進めている災害用炊き出しセットを活用するほか、学校給食設備を利用するなどして、避難所運営協議会、町会・自治会、ボランティアの協力を得て、実施するものとする。
- なお、災害用炊き出しセットの燃料については、東京都石油業協同組合板橋練馬支部の協力により供給を受けられるよう協定を締結している。

イ 都への応援要請

被害状況により、区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

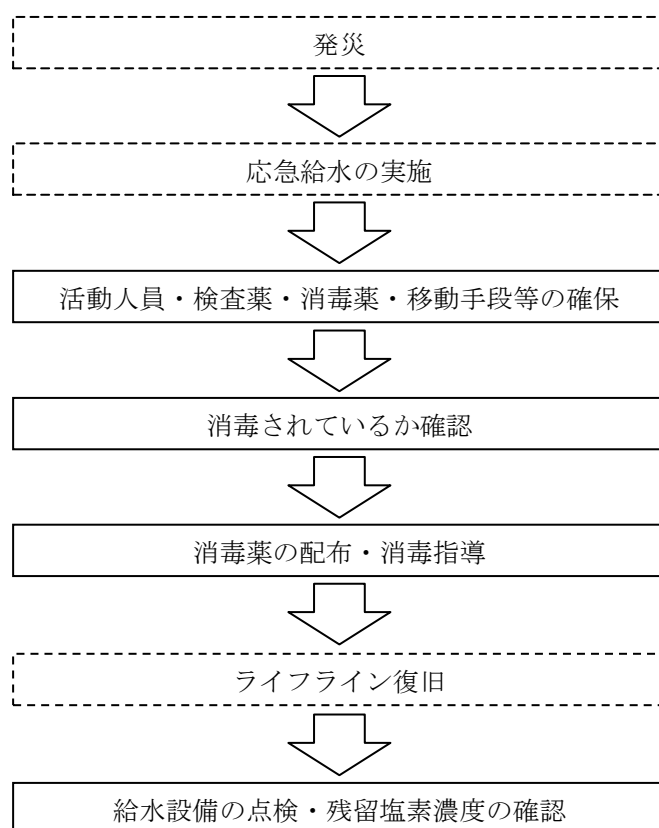
3 水の安全確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 飲料水の衛生相談を行う。
都福祉保健局	○ 状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。 ○ 住民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。

(2) 業務手順

【水の安全確保に係る都の業務】



(3) 詳細な取組内容

■ 区

- 区は必要により「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒効果の確認を行う。
- ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等の判断方法について、適正に周知する。

■参照

第2部第8章第5節第3の「1 防疫体制の確立」

第1部

4 生活水の確保

(1) 対策内容と役割分担

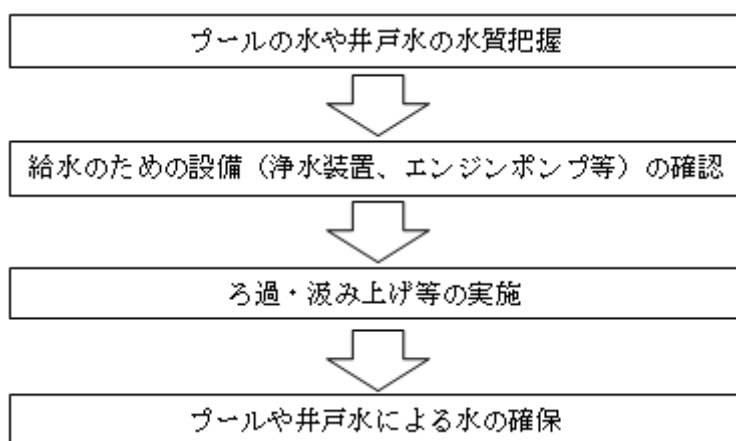
機 関 名	対 策 内 容
区	○ 避難場所・避難所における生活水の確保
区民 事業者	○ 事業所・家庭等における生活水の確保

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

(2) 業務手順



第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

(3) 詳細な取組内容

第2部
第9章

■ 区

- 避難場所における対応
 雨水貯留槽、防災用深井戸等によって生活水を確保する。
- 避難所における対応
 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

■ 区民、事業者

- 事業所・家庭等における対応
 - ・ 浄水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。
 - ・ 区民の協力のもと、一般家庭等における手動式井戸を利用し、災害時の生活用水等として活用する。

第2部
第13章

第3部

第4部

5 物資の輸送

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 区の地域内輸送拠点から避難所及び災害対策本部が指定するところへ物資を輸送
都本部	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。
都福祉保健局	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による支援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送
都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場	○ 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送

第1部
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
第2部 第4章
第2部 第5章
第2部 第6章
第2部 第7章
第2部 第8章
第2部 第9章
第2部 第10章
第2部 第11章
第2部 第12章
第2部 第13章
第3部
第4部

第1部

(2) 業務手順

ア 調達物資の輸送

■ 都

- 調達した食料及び生活必需品等は、首都直下地震等対処要領に基づき、広域輸送基地又は区市町村が指定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て都が輸送する。

【区における広域輸送基地、地域内輸送拠点】

区分		輸送先（都）
広域輸送基地	陸上輸送基地	板橋トラックターミナル
	水上輸送基地	小豆沢船着場
地域内輸送拠点		区立小豆沢体育館（上板橋体育館）

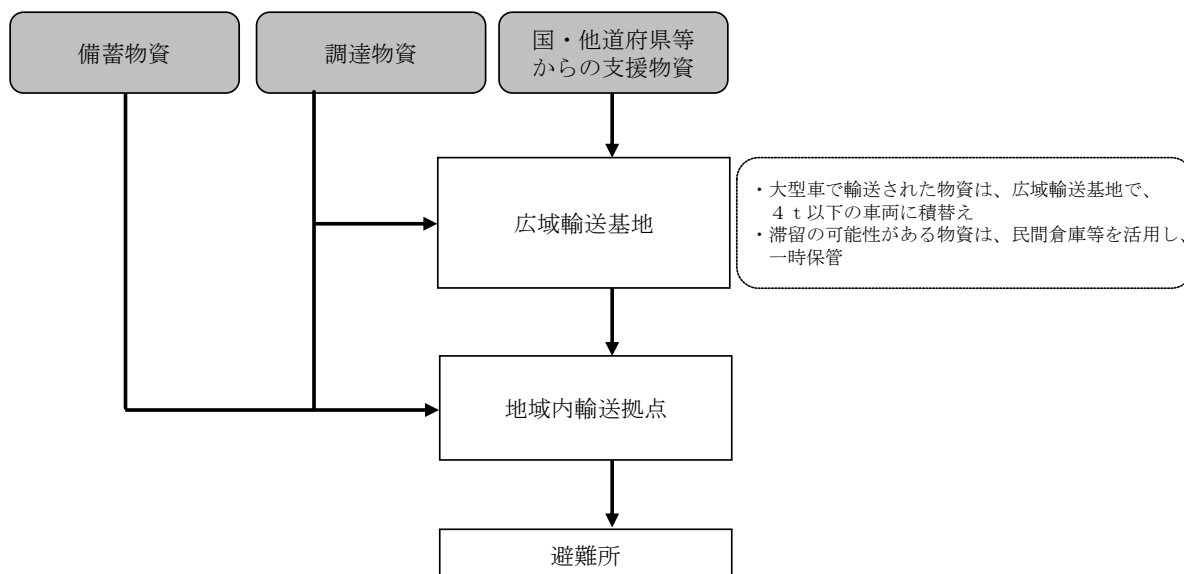
- 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

イ 国・他道府県等からの支援物資の輸送

■ 都

- 他道府県等から陸上輸送による支援物資等は、原則として多摩広域防災倉庫やトラックターミナル等で引き継ぎ、都総務局や都福祉保健局が区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 支援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

【陸上搬送概念図】



第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

ウ 水上輸送

■ 都

- 陸上輸送することが困難な場合、又は大量の物資が必要な場合は、被災状況や道路障害物除去状況を踏まえ、都港湾局が海上輸送基地を決定する。
- ふ頭内での滞留物資は、港湾施設の上屋やヤードで一時保管後、地域内輸送拠点へ輸送する。
- 荒川下流防災施設運用協議会が指定する場所も活用する。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第1部

(3) 詳細な業務内容

■ 区

ア 実施方針

- 区が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。
- 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。
- 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 備蓄物資の供給」と同様に行う。

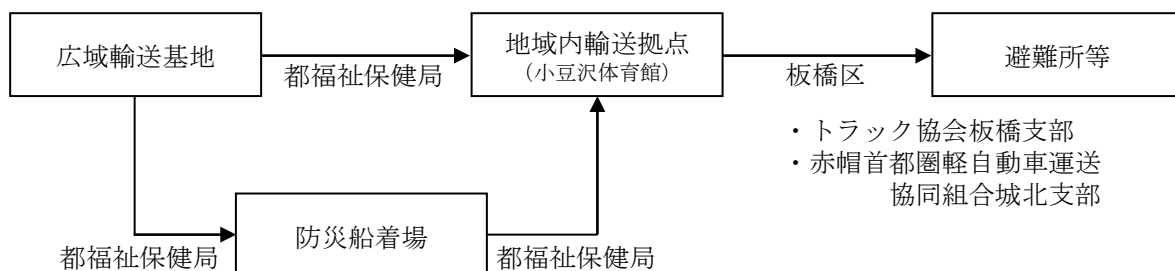
イ 輸送体制

(ア) 調達物資

区が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等は、次のとおり輸送する。

区分	役割分担等
水防用資器材	区又は都建設局が輸送する。
米穀及びクラッカー等	■ 地域内輸送拠点まで 都福祉保健局が、区の地域内輸送拠点である小豆沢体育館まで輸送する。
	■ 地域内輸送拠点から避難所等まで 地域内輸送拠点で受入れた物資は、区が避難所等まで輸送する。
生活必需品	「米穀及びクラッカー等」に準ずる。

【輸送系統図】



第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

(イ) 防災船着場の運用（小豆沢四丁目地先）

都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になったことを防災機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部に引き継ぐ。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

ウ 指定公共機関等による協力

発災時に緊急を要する物資等の輸送のため必要があるときは、協定に基づき、次の事項を明らかにし、要請するものとする。

協定先	連絡事項
東京都トラック協会 板橋支部	(ア) 派遣要請の理由 (イ) 車両の台数、大きさ及び従事員数 (ウ) 派遣場所 (エ) その他必要な事項
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部	(ア) 輸送業務の期間 (イ) 輸送する物資及び場所 (ウ) 車両の台数及び運転手等の人数 (エ) その他必要な事項

エ 陸上輸送ルート確保

災害時は、道路交通網の遮断、交通渋滞等も予想されるので、都が選定する緊急道路障害物除去路線により、物資等（飲料水を含む。）の輸送路を確保する。

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進
第5節 具体的な取組／第3 復旧対策

第1部

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

第2部
第8章

第2部
第9章

第2部
第10章

第2部
第11章

第2部
第12章

第2部
第13章

第3部

第4部
